

経済部

1 商工業の振興 1-2

(1) 商業の振興

① 既存商工業の経営支援

ア 商業の支援

消費者ニーズの高度化・多様化、そして規制緩和の進展や商業施設の郊外進出等による新たな業態の急激な変化に対応するため、人材育成・起業家支援や各種商工団体等の支援を行うことにより、商業の振興に努める。

i. 体験型起業家育成教育推進事業

小学生を対象とした一連の商売の活動を実際に体験させるキッズマートや、中学生を対象としたビジネスマナー講座、キャリア講話等を通じて起業家精神を醸成し、次世代の人材育成を図る。

ii. 地区商店街支援事業

地区商工団体等が実施するイベント等の商業振興事業に対し、経費の一部を助成する。

iii. 各種商業団体等支援事業

各種商業団体等が実施する研修会や支援事業等の運営費の一部を助成する。

iv. 流通促進事業

「都市圏の流通関係者との人的ネットワークの形成」、「メディアの活用」、「商談会等の開催」に取り組み、市内で生産、製造された優れた産品（農水産物、食品加工品、伝統工芸品等）を、県外に売り込むための流通ルートの開拓を進めることによって、市内企業等の収益向上、ひいては地域経済の発展を図る。

イ 経済団体の支援

地域商工業の総合的な改善と、地元産業の振興や地域活性化のために事業を実施する団体を支援する。

i 商工会議所支援事業

金融、税務等の相談及び巡回指導、佐賀市中小企業振興資金の融資受付及び審査や講習会、研修会等を行う佐賀商工会議所を支援することで市内中小企業の高度化を促進し、振興を図る。

ii 商工会支援事業

市内の商工業者を会員とした経営改善普及事業や地域総合振興事業を行う市内各商工会を支援することで、地域経済社会の形成に大きな役割を果たしている小規模事業者等の振興と安定を図る。

iii 小規模事業者伴走型支援強化事業

国の認定を受けた「経営発達支援計画」に基づき商工会及び商工会議所が行う、調査分析、販路開拓等の小規模事業者に対する伴走型支援にかかる経費の一部を助成することで、事業の持続的発展を図る。

ウ 金融の支援

市内中小企業者等に対する融資を円滑にすること等により、中小企業の成長、発展を

図る。

i 中小企業振興資金貸付事業

市内中小企業者に対する、工場、設備等の近代化、店舗改善等に必要な資金や小口運転資金の融資を円滑にし、経営の合理化を促進し、中小企業の育成発展を図るため、市と契約した金融機関に対し、融資のための原資を預託する。

○ 佐賀市中小企業振興資金（令和4年度）

資金使途	運転資金	設備資金
融資対象	市内で6ヶ月以上継続して同一の事業を営み、市税を完納している中小企業者	
信用保証料率	年0.45%～1.9%（信用保証料は市が全額補助）	
融資限度額	1,000万円	1,000万円
	（合算限度額1,000万円）	
融資利率	年1.3%	
融資期間	7年以内	10年以内
償還方法	月賦償還 据置期間6ヶ月以内	
担保	原則として不要	
保証人	原則として不要 法人の場合は原則として、法人代表者（実質経営者を含む）のみ	
申込先	商工会議所、商工会（又は中央会） 随時受付	

ii 商工中金預託事業

商工組合中央金庫に出資している中小企業団体（所属団体）及びその構成員等に対する融資を円滑にし、中小企業の成長、発展を図るため、商工組合中央金庫に対し必要な原資を預託する。

② 地域ブランド力の強化

大都市圏にある百貨店等でのPR活動や異業種交流等により、地場製品の周知、情報発信を行うとともに、より魅力的な商品づくりを推進し、産業の活性化を図る。

i 佐賀錦振興事業

佐賀市の伝統工芸品である佐賀錦の展示紹介や実演等を行うことで、佐賀錦を県内外に広くPRし、産業としての振興を図る。

ii 「地域ブランド商品」振興事業

菓子、伝統工芸品、家具、地酒など魅力的な佐賀の商品について、流通関係者との商談の場を設けたり、市内事業者のスキルアップや新商品の開発等を支援することにより、販路拡大の可能性を高め、産業の活性化を図る。

iii 地場産品交流会館管理事業

地場産品等の展示や販路拡大に向けた交流、連携拠点として会館を管理運営することにより、佐賀ブランドを活かした地域活性化を図る。

③ 雇用の確保と労働環境の向上

就業機会の確保と就業条件の向上を図るとともに、労働環境の整備等を促進する。

i 労政情報発信事業

社会保険労務士による労働相談を実施し、雇用主、労働者からの相談を受ける。ま

た、市内企業の事業主及び事業所の労務担当者等に対して、年2回広報誌の発行等により、労働行政に関する各種情報を提供する。

ii 労働金庫預託事業

九州労働金庫に対し、勤労者生活資金、勤労者福利厚生資金に必要な原資を預託し、市内居住労働者の生活の安定を図る。

(2) 工業の振興

① 既存工業の経営支援

ア 工業の支援

技術力や生産性の向上、新たな経営課題へ取り組む企業を支援する。

i DX推進支援モデル事業

市内事業者のDX先進事例を創出し、他事業者に波及させることにより、市内事業者全体のDX推進を図る。

○ DX体制整備事業

DX計画の策定及び社内DX推進マインドの醸成等

- ・補助率 10分の10以内
- ・補助限度額 200万円

○ DX導入支援事業

DX体制整備事業により策定したDX計画に基づくデジタル技術の導入

- ・補助率 3分の2以内
- ・補助限度額 200万円

ii 市内企業競争力向上支援事業

○ 知的財産権等取得事業

製品の競争力及び経営基盤の強化のため、特許権・実用新案権・意匠権を取得する中小企業者等に対し、経費の一部を助成する。

- ・補助率 経費の2分の1以内
- ・補助限度額 特許権の場合 10万円（国際出願は15万円）、実用新案権の場合 5万円（国際出願は10万円）、意匠権の場合 10万円

○ 展示会・見本市等出展事業

新製品等の販路開拓のため、佐賀県外及びオンラインで開催される見本市及び展示会に出展する中小企業者等に対し、経費の一部を助成する。事業者が金融機関の支援（展示会出展に向け、研修会の実施、製品化・商品化支援、国・地方公共団体の支援制度紹介等、事業期間を通じた具体的な販路開拓・拡大支援）を受けて販路開拓・拡大に取り組む場合は、補助限度額を増額する。

- ・補助率 経費の2分の1以内
- ・補助限度額 15万円（開催地が沖縄を除く九州地方、又は中国地方及びオンラインの場合は10万円）
金融機関の支援を受けた場合は、限度額2倍

② 地域ブランド力の強化

伝統的地場産品である諸富家具の知名度を向上させ、他産地との差別化を推進することで、諸富家具産業の振興を図る。

○ 諸富家具団体等支援事業

諸富家具の情報発信力を高めるため、展示会開催などの取組みを支援する。

③ 企業誘致と新産業の創出

ア 企業誘致

市内外の優良企業を誘致し、市民の雇用の場の確保と拡大及び市内工業等の活性化を図ることにより、市内産業の発展を推進する。

i 進出企業一覧（平成 17 年度以降）

○ 製造業等

進出企業名	進出年月	事業内容	最終雇用者数（予定）
小糸九州(株)	H17.9 H19.12(拡張)	自動車用照明器具の製造・販売	1,300
(有)二鶴堂	H18.1	菓子製造・卸・販売	90
プライムデリカ(株)	H18.2(拡張)	調理パン・惣菜類の製造・販売	650
(株)サンパック	H18.9	各種梱包・包装資材の設計・製造・販売	30
佐賀勇気屋(株)	H18.10	工業用ゴム製品の製造	31
(株)かわでん	H19.1(拡張)	配電盤、分電盤、制御盤、監視制御装置の製造	115
美光九州(株)	H19.6 H22.2(拡張) H28.1(拡張) H29.9(拡張)	自動車照明器具の表面処理加工	110
(株)西兼	H20.8	ボルト、ナットの卸販売及び部品加工	10
(株)クッキングセンター佐賀	H20.12	日配弁当並びに仕出しの製造販売	260
(株)望月工業	H23.11	自動車用サブハーネスの組立等	62
サガ電子工業(株)	H23.11	各種通信用アンテナ製造	23
公栄工業(株)	H24.11	精密板金、製缶、ステンレス・アルミ加工	28
(株)橘化成工業	H25.4	プラスチック製容器の製造	17
(株)山本海苔店	H25.5	海苔の加工	80
(株)太興電機製作所	H25.10	電気機械器具の製造	13
サンビット(株)	H25.10	産業用ロボットの製造等	9
(株)若林商会	H25.11	食品添加物の加工	9
(株)アルビータ	H27.3	藻類の培養、販売及び研究開発	39
福岡ロジテム(株)	H27.7	倉庫業、貨物利用運送業	40

株中静工業所	H28.1 H30.4(拡張)	自動車用灯具等の製造販売	42
株戸上コントロール	H28.3	電気機器組立・電子機器組立	210
黒田木材商事株	H28.4	木材製材加工販売等	15
佐賀冷凍食品株	H28.9	冷凍惣菜・冷凍弁当の開発・製造	20
株三宝化学研究所	H29.2	電子材料用化学製品の製造・販売	16
株ルミナス佐賀	H30.8	自動車用灯体部品の組立・組付け及び検査納入	30
小野建株	R4.8	鋼材の販売、加工	20
江藤酸素株	R5.8	産業用ガス及び医療用ガスの製造・貯蔵・販売及びその他付随事業	15
計 (R5.4時点雇用状況：2,584人)			3,284

○ ビジネス支援サービス業等

進出企業名	進出年月	事業内容	最終雇用者数(予定)
損害保険ジャパン株	H17.4	コンタクトセンター	700
株イーダブリュエムファクトリー	H18.8	eビジネスに関する制作業務	20
味の素株	H20.10	コンタクトセンター	91
株ビジョン	H23.3	コンタクトセンター	165
セゾン自動車火災保険株	H24.3	コンタクトセンター	124
レバレジーズ株	H24.10	メディア構築業務	202
株杉養蜂園	H24.11	コンタクトセンター	70
ヤマトマネージメントサービス株	H25.2	総務事務及び給与計算等の受託業務	80
ジェイアイ傷害火災保険株	H25.11	保険金支払業務、保険契約等問合せ業務等	61
株アイエスエフネット	H26.1	コンタクトセンター	30
株フォーバル	H27.1	情報通信、経営コンサルティング	35
株アイセル	H27.3	ビジネスソリューション、ユビキタスネットワーク事業	50

(株)Faber Company	H28. 7	サーチエンジンマーケティング支援事業	30
(株)キーワードマーケティング	H28. 10	リスティング広告運用代行事業、検索エンジンマーケティング支援事業	30
(株)Cygames	H29. 4 H30. 7(拡張)	ゲームソフトウェア開発業	300
(株)インフォネット	H30. 5	Web サイト構築、システム開発	30
(株)マリエッタ	H30. 8	ソフトウェア受託開発	15
(株)大西	H30. 10	グループ各社への IT に関する開発業務	15
(株)NF-X	H30. 10	インターネット広告のオペレーション業務	10
(株)イーバイピー	H31. 2	電子帳票システムの製品テスト、システム開発事業	26
Citynow Asia(株)	H31. 3	IT システム受託開発事業	60
(株)BTM	R1. 6	システム受託開発事業	20
(株)LIGHTz	R1. 7	AI 開発	24
(株)グローバルワークス	R2. 4	システム開発、スマートフォンアプリ開発、Web サイト制作	10
グローバルブレインズ(株)	R2. 6	IT システム開発事業、IT システム基盤構築事業	7
ダットジャパン(株)	R3. 1	バックオフィス業、AI チューニング業務、システム開発	61
カラビナテクノロジー(株)	R3. 2	E コマース、その他のシステム開発および Web サイト制作	31
(株)日本アウトソーシングセンター	R3. 5	給与計算代行	69
(株)ユニゾンシステムズ	R4. 3	ソフトウェア開発、映像制作及び配信サービス業	10
オイシックス・ラ・大地(株)	R4. 4	E コマース、その他システム開発および Web サイト制作	30
ワールドビジネスセンター(株)	R4. 7	ソフトウェア開発・保守、システム運用管理	20
(株)フレイム	R4. 7	3 DCG 制作	38
(株)コンピュータ技研	R4. 10	受託ソフトウェア開発、新規事業に向けた研究開発	17

(株)アクセスポイント	R5.3	システム開発事業、ユーザー操作・運用の問合せ対応	11
(株)スチームシップ	R5.5	ネットショッピングや Web メディア等の構築・運用支援、地場製品のコーディネートや OEM のディレクション等	50
計 (R5.4 時点雇用状況：1,060 人)			2,542

ii 誘致企業等への助成制度

誘致企業に対するアフターフォロー等として、次のような佐賀市独自の優遇措置制度を設けている。

○ 製造業等

項目	交付要件		内容
企業立地奨励金	<ul style="list-style-type: none"> 市と進出協定を締結 市税を完納 	立地に伴い取得した工場等の土地、建物及び償却資産のうち、本来業務の用に供する建物・償却資産の取得費が 2,500 万円超	<ul style="list-style-type: none"> 投下固定資産に対する固定資産税のうち対象となる部分に相当する額を、最初の課税年度から 3 年間交付
雇用奨励金		新規雇用者及び配置転換者等（雇用保険の一般被保険者、奨励金申請時に佐賀県内に住所を有する者）の数 中小企業 5 人以上 その他 10 人以上	<ul style="list-style-type: none"> 新規地元雇用者数 × 50 万円 限度額は 2,500 万円
利子補給金		立地に伴い取得した投下固定資産の取得費が 2,500 万円超	<ul style="list-style-type: none"> 立地に伴い金融機関から借り入れた資金（限度額 1 億円）に係る借入利子の 1% 以内に相当する額を交付 初回の利子支払い後 7 年間

○ ビジネス支援サービス業等

項目	交付要件	内容
設備費補助金	<ul style="list-style-type: none"> 市と進出協定を締結 市税の完納 新規雇用者及び配置転換者等の数 コンタクトセンター 20 人以上 バックオフィス 10 人以上 それ以外の業種 5 人以上 	<ul style="list-style-type: none"> 操業開始日から 1 年経過した日までの設備機器取得または賃借に要した経費の 2 分の 1 相当額を補助 限度額は 1,500 万円
ビジネス支援サービス業等立地奨励金		<ul style="list-style-type: none"> 操業開始日から 1 年以内に取得した設備機器に係る固定資産税相当額を交付 最初の課税年度から 3 年間

ビジネス支援サービス業等雇用奨励金		<ul style="list-style-type: none"> ・ 操業開始日から 1 年経過した日における、換算等新規地元雇用者数 1 人につき 50 万円を交付 ・ 限度額は 2,500 万円
建物賃借料補助金		<ul style="list-style-type: none"> ・ 本来業務の用に供するオフィス賃料（市以外からの補助金額は控除）の 2 分の 1 相当額を補助 ・ 限度額は 1,500 万円 ・ 操業開始月から 3 年間

○ 本社機能移転促進

項目	交付要件	内容
設備費補助金		<ul style="list-style-type: none"> ・ 操業開始日から 1 年経過した日までの設備機器取得または賃借に要した経費の 2 分の 1 相当額を補助 ・ 限度額は 3,000 万円
本社機能移転等立地奨励金		<ul style="list-style-type: none"> ・ 操業開始日から 1 年以内に取得した設備機器に係る固定資産税相当額を交付 ・ 最初の課税年度から 3 年間
本社機能移転等雇用奨励金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市と進出協定を締結 ・ 市税の完納 ・ 新規雇用者及び配置転換者等の数 10 人以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 操業開始日から 1 年経過した日における、換算等新規地元雇用者数 1 人につき 50 万円を交付 ・ 限度額は 2,500 万円
配置転換奨励金		<ul style="list-style-type: none"> ・ 操業開始日から 1 年経過した日における、配置転換者等（市内在住に限る。）1 人につき 25 万円を交付 ・ 限度額は 1,250 万円
建物賃借料補助金		<ul style="list-style-type: none"> ・ 本来業務の用に供するオフィス賃料（市以外からの補助金額は控除）の 2 分の 1 相当額を補助 ・ 限度額は 3,000 万円 ・ 操業開始月から 3 年間

iii 産業団地の開発

大和町東山田地区の「佐賀大和 I C 工業団地」について、開発・整備が完了したため、製造系企業を誘致し、雇用拡大及び地域産業活性化を図る。また、次なる産業団地の開発に向けて、適地調査を行い、候補地を選定する。

iv オフィス環境整備事業

市内における IT 関連等企業の立地を図るため、オフィス環境の整備を行う者に対して、対象施設の整備に必要な工事費等の 3 分の 1 相当額を補助する（上限 2,500 万円）。

イ 新産業の創出

既存企業の振興や起業家の育成支援を図るため、i スクエアビル 5 階に産業支援プラザを開設し、佐賀県中小企業診断協会や佐賀大学などと連携して新産業創出のためのさまざまな支援を実施する。

i ベンチャー支援

10.5 m²、13.5 m²、24.0 m²、25.0 m²の 4 タイプ 10 室のインキュベートルームを平成 14 年度に設置。新ビジネス展開を計画するベンチャー等を支援する。

【これまでの実績（令和 5 年 7 月末時点）】（単位：件）

入居者総数	55
事業継続中	42
現入居	7
退去者	35
市内操業者	27
市外操業者	8
廃業者	13

ii 経営・技術相談への対応

産業支援相談室において、既存企業や起業家を対象に、販路開拓・創業・知的財産権・地域資源活用・農商工連携・新分野進出などに関する相談業務を実施する。特に創業支援セミナーの開催など、起業・創業支援に力を入れている。

2 中心市街地の活性化 1-3

(1) 中心市街地活性化基本計画

全国的に顕著な傾向となっている中心市街地の空洞化や活力低下の主な要因として、市街地の拡大や、モータリゼーションの進展とそれに伴う消費者の行動エリアの拡大が挙げられる。また、都市機能の拡散や大規模商業施設の郊外立地、さらには市街地内のコミュニティの希薄化等も大きな要因となっている。

本市の中心市街地の定住人口は、近年のマンション建設の影響もあり、平成12年を底に増加傾向にあったが、平成30年度をピーク（9,238人）として、近年は減少傾向にある。また、中心市街地の歩行者等通行量（4日間12か所計測：佐賀市調査）は、ピーク時（昭和60年：349,807人）から大きく減少したものの、平成21年度を底にやや持ち直して以降は横ばい傾向となり、令和4年度は52,168人となっている。

本市における街づくりは、「佐賀市中心市街地活性化基本計画」（平成17年1月策定、平成21年3月修正）と、この計画を4核構想エリアにおいて集中的かつ効果的に推進するための実践プログラムである「佐賀市街なか再生計画」（平成23年3月策定）に基づき、公共公益施設の誘致や、わいわい!! コンテナプロジェクト等、様々な取組を行ってきた。

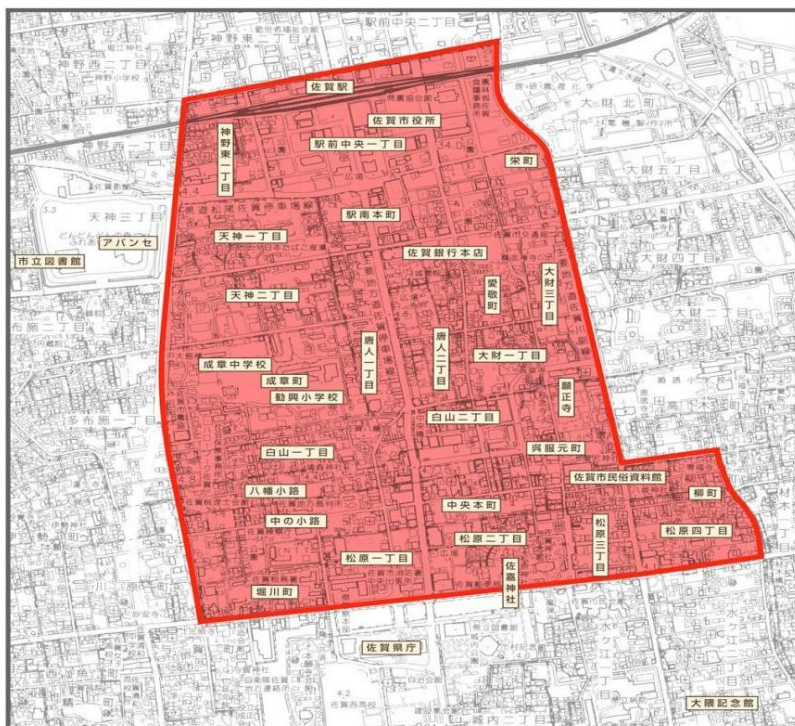
今後は、これまでの取組を継続するとともに、佐賀駅周辺整備構想エリアと4核構想エリアを結ぶ中央大通りエリアについても再生を進めるため、「佐賀市中央大通り再生計画」（平成27年3月策定）に基づいて、実践的なプログラムを検討しながら実践していくこととしている。

○ 中心市街地の人口、通行量の現状

※ 人口 8,803人（令和5年3月末）

※ 通行量 52,168人（令和4年7月28日～31日調査実施）

【中心市街地活性化エリア】



(2) 事業の概要

① 街なか居住の推進

「職住近接」の街づくりを進めるなど、“街なか”居住を推進することによって、定住人口の増加と中心市街地で失われつつあるコミュニティの再生を図る。

② 魅力ある店舗・拠点施設の整備と立地促進

子育て世帯、高齢者、若者、外国人滞在者など、住民や来訪者等のそれぞれのニーズに合致した店舗や公共施設、事務所等の立地促進を図る。

ア 街なか出店伴走支援事業

中心市街地の空き店舗等を活用する新規出店者を対象として、地元商店街と連携して実施する経営アドバイス会等の取組を支援することにより、経営ノウハウの習得機会等を提供し、店舗経営者の育成及び遊休不動産の活用促進を図る。

イ 戦略的商機能等集積支援事業

中心市街地において戦略的に商機能の集積を図るため、出店意欲のある事業者の新規参入を促進する事業を支援し、遊休不動産の活用促進を図る。

ウ 中心市街地機能複合化推進事業

中心市街地において、多様な働き方の受け皿を確保し、商業だけでなく、働く場としての機能を付加することを目的とし、中心市街地の遊休不動産を活用したオフィス機能の整備を支援する。

③ 賑わい創出支援

中心市街地を歩いてもらうきっかけをつくるため、銀天夜市、バルーンフェスタ・サテライトイベント、サガ・ライトファンタジー、えびすを活かした中心市街地賑わい創出事業等、集客力の高いイベントの支援を行う。

④ NPO等との連携事業の充実

街づくりの運営などに取り組んでいるNPO、市民団体等との連携を図る。

ア タウンマネジメント事業推進支援事業

特定非営利活動法人まちづくり機構ユマニテさがが行う中心市街地の活性化を図るための各種事業を支援する。

⑤ 基盤整備と施設運営

ア エスプラッツのリニューアル

平成 15 年に閉鎖されていた再開発ビル「エスプラッツ」を、カルチャー・交流ゾーン、公共ゾーン、商（サービス）業ゾーンの機能を持った『街づくり基点施設』として、平成 19 年 8 月にリニューアルオープンをした。高齢者から子どもまで楽しく集い、過ごせる賑わい空間の創出を目指していく。

イ コミュニティ施設の整備・運営

コミュニティプラザ 656 を取得し、多目的トイレ等を整備した上で平成 22 年 6 月にリニューアルした。また、平成 27 年度には、公衆無線 LAN や休憩設備、音響設備を整備することによって、利便性の高い快適な空間としてリニューアルした。

さらに、指定管理者制度を導入し、市民や来街者の交流の場として活用することによって、街に来る人、街を歩く人を増やし、中心市街地の活性化を図る。

3 観光の振興 1-1

(1) 観光動向

① 観光客数

ア 観光客数（日帰り・宿泊別）

[令和4年：5,479千人]

(単位：千人)

	R2	R3	前年比	R4	前年比
日 帰 り	2,720	2,888	106%	4,978	172%
宿 泊	388	382	98%	501	131%
合 計	3,108	3,270	105%	5,479	168%

イ 外国人観光客数

[令和4年：4,682人]

(単位：人)

	R2	R3	前年比	R4	前年比
外国人宿泊客数	11,257	2,839	25%	4,682	165%

② 観光消費額

[令和4年：36,738百万円]

(単位：百万円)

	R2	R3	前年比	R4	前年比
年 間	20,517	21,456	105%	36,738	171%
一人当たり（円）	6,601	6,561	99%	6,705	102%

(2) 観光振興における背景・課題

近年、海外からの観光客の急増や旅行形態の変化によるニーズの多様化など、取り巻く環境が大きく変化しているなか、成長産業としての観光への関心・注目が集まっている。

今後は、ターゲットに応じた効果的な情報発信により、国内外からの誘客を図るとともに、観光消費拡大の視点に立ち、観光イベントの充実や本市固有の資源を活かした新たな着地型観光ビジネスの確立、インバウンド観光の受け入れ体制の充実などに努め、魅力的な観光を提供していく必要がある。

(3) 事業の概要

① 観光機能の整備

ア イベントの充実

i 熱気球国際大会（佐賀インターナショナルバルーンフェスタ）

1980年（昭和55年）から佐賀市で開催している大会は、1984年（昭和59年）から国際大会となり、1989年（平成元年）、1997年（平成9年）、2016年（平成28年）の3回、熱気球世界選手権を開催。毎年80万人を超える観客を動員する佐賀の秋の風物詩となっている。

令和4年大会は、国内大会として3年ぶりに有観客で開催し、95機の気球が参加、

84万9千人の観客を動員した。

〔開催期間（令和4年度）：11月2日～11月6日〕

	R2	R3	R4
観客動員数（千人）	中止	無観客	849

ii 佐賀城下ひなまつり

平成12年度から旧長崎街道沿いの歴史的建造物などを会場に2月～3月にかけて開催。県内外から多くの来訪客がある早春の風物詩となっている。

〔開催期間（令和4年度）：2月11日～3月21日〕

	R2	R3	R4
観客動員数（千人）	中止	中止	85

イ 観光施設の管理運営

i 佐賀バルーンミュージアム（佐賀市松原二丁目2-27 tel 40-7114）

年間を通して熱気球の魅力に触れることができる、日本初の熱気球に関する常設展示館として平成28年10月に開館。280インチの「スーパーハイビジョンシアター」やバルーンの操縦を疑似体験できる「フライトシミュレーター」など大人から子どもまで楽しく学べる施設となっている。バルーンに関連グッズやお土産を販売する「ショップ」や、佐賀県産の食材を使った料理を提供する「カフェ」を併設。

〔令和4年度の来館者数（推計）：131,000人 ※青少年センター除く。〕

ii 佐賀市歴史民俗館（佐賀市柳町、松原 tel 22-6849）

旧長崎街道沿いの柳町と松原四丁目に所在し、歴史的建造物としていずれも市の重要文化財に指定されている旧古賀銀行、旧古賀家、旧牛島家、旧三省銀行、旧福田家の5施設及び旧森永家・久富家の総称。

旧古賀銀行には長崎街道関係の資料等の展示と飲食コーナーを設置しており、旧古賀家と旧福田家は貸館として茶道や華道の教室などに利用されている。また、旧福田家では佐賀の伝統工芸である佐賀錦の実演と展示を行っている。

そのほか、「佐賀城下ひなまつり」や「公募イベント」などを開催している。

〔令和4年度の来館者数：134,919人〕

iii 佐賀市大隈重信記念館・旧宅（佐賀市水ヶ江二丁目11-11 tel 23-2891）

早稲田大学の創設者であり政治家であった大隈重信の生誕125年を記念して建設された記念館。平成29年（2017）には、建築の再現が難しく、芸術性が高いとして、国の登録有形文化財に登録され、館内では大隈重信に関する貴重な資料を展示している。

また、敷地内の生家は、天保以前の武家屋敷として貴重なもので、国史跡に指定され、内部を一般公開している。

〔令和4年度の来館者数：11,546人〕

iv 旧筑後川橋梁（筑後川昇開橋）（佐賀市諸富町大字為重）

筑後川をはさんで佐賀市（諸富町）と大川市を結ぶかつての鉄道橋で、高さ約30mの国内最古の昇開式可動橋。平成15年に国の重要文化財に指定されたほか、平成19年には機械遺産にも認定されている。

〔令和4年度の通行者数：43,945人〕

v やまびこ交流館（佐賀市三瀬村藤原 3890-1 tel 40-7110）

昭和の古き良き時代を思わせる茅葺きと、瓦葺きの農家の住宅をモデルに移築復元した建物。一棟まるごとを貸し切り、短時間の会議から数泊の合宿まで幅広く利用できる。

〔令和4年度の来館者数：826人〕

ウ 温泉施設・泉源の管理運営

i 市営温泉の管理運営

熊の川温泉「衡（ちどり）の湯」、三瀬温泉「やまびこの湯」を管理運営することにより、観光産業の振興を図り、地域の活性化につなげる。

ii 泉源管理事業

泉源や、各旅館への温泉給湯設備、温泉給湯使用料の管理を行い、温泉の適正な使用とその保護を図る。

② 観光客の誘致

i 観光広報PR事業

市内のイベントや観光素材を、年間を通して各種メディアを活用してPRすることにより、市内への観光客誘致を図る。

ii 観光情報発信会館の運営

佐賀市観光情報発信会館「橋の駅ドロンパ」

筑後川昇開橋の絶景スポットに位置しており、世界遺産に登録された「三重津海軍所跡」まで車で5分ほどの距離にある。市内の観光スポットや地域のイベント情報等を提供するほか、地元農産物や「有明海」の海の幸、海苔製品などを展示・販売している。

〔令和4年度の来館者数：87,619人〕

③ 観光意識（おもてなし意識）の醸成

i 観光ボランティア育成事業

観光客に対し観光情報をきめ細やかな案内ができる観光ボランティアを育成する。

④ コンベンションの誘致

i コンベンション誘致推進事業

大会・会議等の開催に対し助成を行うこと等により市内での開催を誘致し、宿泊客の増加による経済波及効果の増大を図る。

⑤ 外国人観光客への対応

i インバウンド観光推進事業

観光商談会への参加や、デジタルマーケティングを活用した観光情報の発信、市内の受入体制強化を図ることにより、アジアを中心とした海外から観光客を誘致し、市内での経済波及効果の増大を図る。

⑥ 観光産業の振興

i 観光商品開発事業

本市の観光資源の整備、観光素材を活かしたイベント開催やモニターツアー等を実施し、各種ツーリズム等の観光商品開発に取り組み、観光誘客及び観光消費額の拡大を図る。